

16 犯罪被害者の支援

1 犯罪被害者支援

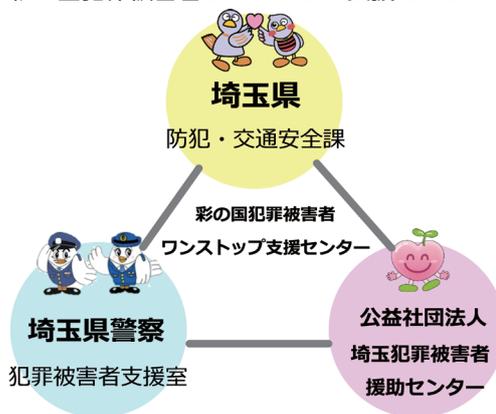
県警察では、犯罪被害者等が、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、精神的・経済的な支援を行うなど、犯罪被害者等の視点に立った取組を行っています。

具体的には、被害者やご遺族等に対し、捜査状況等の連絡を行う被害者連絡、捜査に必要な診断書料や初診料等の公費負担、臨床心理士によるカウンセリング等、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援活動を行っています。また、本県では、性犯罪・性暴力等被害者を含め、被害者やご遺族等が必要とする様々な支援を一か所で総合的に行えるワンストップサービスを提供するため、県、県警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの3者が武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー3階)のワンフロアで一体となって、「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」の名称で犯罪被害者等のニーズに的確に応じた支援を行っています。

カウンセリング(イメージ)



彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター



2 広報啓発活動

犯罪被害者等が受けた痛み、命の大切さ、支援の必要性等への理解を深め、犯罪被害者支援の気運の醸成を一層図るため、プロサッカーチーム「浦和レッドダイヤモンズ」との共同事業による、同チームホームゲームへの犯罪被害者等の招待や犯罪被害者支援周知のため著名人等を起用したイベント「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催など、関係機関・団体と連携した各種広報啓発活動を行っています。

浦和レッドダイヤモンズとの共同事業



犯罪被害者支援「県民のつどい」

